

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」清流再生計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

津市

## 3 地域再生計画の区域

津市の全域

## 4 地域再生計画の目標

本市は、平成 18 年 1 月 1 日に周辺 2 市 6 町 2 村の市町村合併により、人口 286,521 人、市域面積 710.8 km<sup>2</sup>を有する「新」津市として誕生した。三重県のほぼ中央部に位置し、広大な面積を有している。青山高原を始めとした緑あふれる山々や、豊かな恵みを育む河川、南北に延びる砂浜の海岸線など豊かな自然環境に恵まれている。また、本市は、伊勢湾西沿岸の中央に位置し、志登茂川、安濃川及び岩田川が市街地を貫くとともに、市内南部を雲出川が流れており、伊勢湾水質総量規制における対象地域に指定されている。

この「新」津市では、将来像を「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」とした「津市総合計画」の下、地域の個性、特性を認めつつ、合併に伴う一体感をつくることで、市民生活のレベルアップを進めようとしているところである。

また、市民、事業者及び本市が協働して、環境を保全し及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、平成 19 年 3 月に「津市環境基本条例」を制定した。さらに平成 20 年 3 月には「津市環境基本計画」を、平成 21 年 3 月には「津市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、山、川、海、人が共生する元気なまち 津の構築を目指すものである。

このうち「津市環境基本計画」において、次の 4 つの環境目標を定めた。

- ① ごみ「0」社会、意識の向上社会
- ② 持続可能な快適なまち 津
- ③ 人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津
- ④ 自主・協働による環境活動の促進

これを市民・事業者・行政の共通の目標として協働して環境づくりを進めるものである。この中で、生活排水処理に係る環境目標は「人とひと、人と自然のつながりのあるまち 津」に位置付け、生活排水対策を推進していく。

現在、河川・海域の一部においては水質の汚濁により環境基準を達成しておらず、その要因が家庭から未処理で排出される台所、風呂などの雑排水にあることから、生活排水対策のより一層の推進が不可欠となっている。

また、市内を流れる河川は、かつては県内でも有数の水質の良い川として知られ、その良質な水系を活かした稲作を中心とした農業が盛んに行われてきた。しかし、生活排水が流入し水質が悪化しており、地域住民や農業者からその改善が強く望まれている。かつての水質の良い河川を取り戻し、地域再生を果たすためには、これらの生活排水の水質改善が必要で、そのためには汚水処理施設の整備が不可欠である。

このようなことから、生活排水処理基本計画に基づく生活排水対策を推進することによって、日常生活に伴い排出される水質汚濁物質を低減させるとともに、河川等の自浄作用を維持・向上させ、もって海域・河川・池などで市民が気軽に釣りや水遊びを楽しむことのできる快適で清らかな水環境を再生・創造していく方針である。

以上のことから、汚水処理施設整備のより一層の推進や関連する環境施策を展開し、次の目標を定め、地域の再生を目指すものである。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進

(汚水処理人口普及率を 76.7%から 83.4%に向上させる。)

(目標 2) 「環境フェア」の開催など、様々な環境教育を実施する。環境教育の参加人数については、目標を 5,000 人とする。

(目標 3) 津市を横断して流れる河川の水質の浄化

平成 26 年度の 1 年間 (12 ヶ月) の生物化学的酸素要求量 (BOD) の平均値を、生活環境の保全に関する環境基準 (公共用水域) の河川の基準値以下で安定、維持させる。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本市の生活排水は、各河川を通じ伊勢湾に流入している。三重県の策定した「第 6 次総量削減計画」に基づき、本市の「生活排水処理アクションプログラム」を策定しているところである。これに基づき、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の汚水処理施設を整備する。汚水処理人口普及率を向上させることにより、地域の生活環境を改善し、類型指定されている公共用水域における環境基準の維持・達成を図ることとしている。

公共下水道は、認可区域内で事業効果が期待できる雲出川左岸処理区を重点的に整備を進め、平成 21 年度末整備面積 3,075ha から平成 26 年度末約 3,490ha へ拡大し、なお一層の普及促進を図る。

汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道及び浄化槽の一体的整備を 5 年間の予定で進める。

さらに、生活排水対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要となることから、環境フェアの開催などを通じ、広く市民に生活排水対策についての啓発活動を実施する。また、自然に親しめる環境を広げ、地域の活性化を図ることにより、本市における清流の確保を図る。

## 5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ・ 公共下水道・・・中央処理区 | 平成 18 年 3 月に事業認可 |
| 雲出川左岸処理区        | 平成 19 年 3 月に事業認可 |
| 志登茂川処理区         | 平成 19 年 3 月に事業認可 |
| 松阪処理区           | 平成 20 年 1 月に事業認可 |
| 椋本処理区           | 平成 16 年 6 月に事業認可 |

#### [事業主体]

- ・ いずれも津市

#### [施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

#### [事業区域]

- ・ 公共下水道 中央処理区、雲出川左岸処理区、志登茂川処理区  
松阪処理区、椋本処理区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 津市の全域（ただし、公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設及び大型合併処理浄化槽の整備区域を除く。）

#### [事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 22 年度～26 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 22 年度～26 年度

#### [整備量]

- ・ 公共下水道 交付金対象事業 φ 150～450 52,860m  
単独事業 φ 150 32,810m
- ・ 浄化槽 1,780 基

#### [事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 7,669,100 千円（うち、交付金 3,834,550 千円）  
単独事業費 5,120,900 千円
- ・ 浄化槽（個人設置型） 事業費 712,905 千円（うち、交付金 237,635 千円）
- 合計 事業費 8,382,005 千円（うち、交付金 4,072,185 千円）

単独事業費 5,120,900 千円

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道 13,820 人

浄化槽 5,250 人

### 5-3 その他の事業

#### (1) 環境学習の推進

- ・ 持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するためには、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加することが重要である。このことから、記念植樹、ホテル観察会などの環境学習を推進していく。
- ・ 「エコシティ・津ネットワーク」による市民版環境マネジメントシステムの取り組みとして「生活かえる！エコエコ家族」の普及促進を図り、環境啓発を進める。
- ・ エコ活動センターを拠点として市民に対する環境啓発を進める。

#### (2) 美しいまちづくりの推進

- ・ ごみの減量・リサイクルについては、市民・事業者・行政の三者が一体となつて、お互いに理解を深め取り組んでいく必要があるために、市民啓発の場として「ごみダイエット塾」を開催していく。
- ・ 生活環境の保全と併せて、まちを美しくする市民意識の向上を図るため、「市民清掃デー」を実施し、市民総参加の下で道路・公園等の一斉清掃活動を行い、清潔で美しいまちづくりを推進する。

## 6 計画期間

平成 22 年度～26 年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に 4 に示す数値目標に照らし、津市が状況を調査及び評価し公表する。

また、事業の見直しを図るため、必要に応じて市、関係行政機関により施設の整備状況、整備された汚水処理施設についての維持管理状況等について調査、評価および検討を行う。河川の水質を計画前と終了後とを比較調査し、必要に応じ適切な措置をとる。

なお、整備された汚水処理施設については、維持管理、法定検査等が適切に実施されているかを調査し、必要に応じ適切な措置を取る。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし